



資料

プラン策定までの経緯

年 月 日	会 議 名 等	審 議 内 容
平成 22 年 6 月 25 日 (金)	かすがい男女共同参画プラン改定に向けての諮問	
平成 22 年 9 月 1 日 (水) ～ 平成 22 年 9 月 30 日 (木)	男女共同参画に関する市民意識調査の実施	
平成 23 年 1 月 12 日 (水)	平成 22 年度 第 4 回男女共同参画審議会	市民意識調査の結果について
平成 23 年 3 月 24 日 (木)	第 5 回男女共同参画審議会	市民意識調査報告書について
平成 23 年 5 月 27 日 (金)	平成 23 年度 第 1 回男女共同参画審議会	新かすがい男女共同参画プランについて (体系)
平成 23 年 6 月 30 日 (木)	第 2 回男女共同参画審議会	新かすがい男女共同参画プランについて (現状と課題)
平成 23 年 7 月 27 日 (水)	第 1 回男女共同参画審議会専門部会	新かすがい男女共同参画プランについて (目標別課題)
平成 23 年 8 月 8 日 (月)	第 3 回男女共同参画審議会	新かすがい男女共同参画プランについて (目標別課題)
平成 23 年 9 月 5 日 (月)	第 4 回男女共同参画審議会	新かすがい男女共同参画プランについて (答申案)
平成 23 年 10 月 5 日 (水)	第 5 回男女共同参画審議会	新かすがい男女共同参画プランについて (答申案)
平成 23 年 10 月 24 日 (月)	(新) かすがい男女共同参画プラン策定に向けて答申	
平成 23 年 12 月 1 日 (木) ～ 平成 24 年 1 月 4 日 (水)	市民意見公募 (パブリックコメント) の実施	
平成 24 年 1 月 19 日 (木)	第 6 回男女共同参画審議会	新かすがい男女共同参画プランについて (具体的施策) 市民から寄せられた意見の検討について

春日井市男女共同参画推進条例

平成15年3月20日
条例第9号

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、本市においても、その理念にのっとり、国内外の動向を踏まえつつ、女性の地位向上に向けた施策を展開するとともに男女共同参画を推進し、すべての人々が個人として尊重され、性別にとらわれることなくのびやかに暮らせる社会の実現に積極的に取り組んでいる。

しかし、男女の平等をはばむ社会の制度や慣行とそれを支える固定的な性別役割分担意識は依然として存在し、社会のさまざまな活動における男女共同参画を達成するには、多くの課題が残されている。

こうした状況を踏まえ、心豊かに生き生きと暮らせる春日井を築くには、男女が、これまでの役割にとらわれず、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において対等な構成員として参画することができる男女共同参画社会を実現させることが重要である。

21世紀を迎えた今、男女が平等で互いに自立した人間として尊重され、共に責任を分かち合い、安心と生きがいのある地域社会を目指して、私たちは、男女共同参画を一層推進することを決意し、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して男女共同参画の

推進を阻害するおそれがあることから、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動とを両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女共同参画の推進に向けた取組は、世界的視野の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携を図りながら協力して男女共同参画の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画を阻害する行為の禁止)

第7条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動によりその言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。）
- (3) ドメスティック・バイオレンス（配偶者等に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）

(公衆に表示する情報への配慮)

第8条 何人も、公衆に広く表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び男女間における暴力を正当化し、及び助長する表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女

- 共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ春日井市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
 - 3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。
（施策の策定等に当たっての配慮）
- 第10条 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進について配慮しなければならない。
（参画機会の拡大及び積極的改善措置）
- 第11条 市は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合は、できる限り男女の委員の数の均衡を図るよう努めなければならない。
（市民及び事業者の理解を深めるための措置）
- 第12条 市は、男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等を行うとともに、学校教育、社会教育その他の教育のあらゆる分野において、男女共同参画に関する教育及び学習を促進するための必要な措置を講ずるものとする。
（市民及び事業者の活動に対する支援）
- 第13条 市は、市民及び事業者が実施する男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
（調査研究）
- 第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため必要な調査研究を行うものとする。
（推進体制の整備）
- 第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な推進体制を整備するものとする。
（実施状況の公表）
- 第16条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。
（市が実施する施策に対する申出）
- 第17条 市民及び事業者は、市長に対し、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての意見を申し出ることができる。
- 2 市長は、前項の規定による申出があったときは、春日井市男女共同参画審議会に報告するとともに、適切な処理に努めるものとする。

(男女共同参画を阻害する要因に係る相談)

第18条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因によって人権が侵害された場合における市民及び事業者からの相談があったときは、解決に向けて関係機関等と連携を図り、必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画審議会)

第19条 市長の諮問に応じ、基本計画の策定及び変更その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、春日井市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び第17条第2項の規定により報告のあった事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 優れた識見を有する者

(2) 市民

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に策定されているかすがい男女共同参画プランは、第9条第1項の規定に基づき策定された基本計画とみなす。

3 この条例施行の際、現に委嘱されている春日井市男女共同参画懇話会委員は、第19条第4項の規定に基づき委嘱された委員とみなし、その任期は、同条第6項の規定にかかわらず、1年とする。

春日井市男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、春日井市男女共同参画推進条例（平成15年春日井市条例第9号。以下「条例」という。）第19条第9項の規定に基づき、春日井市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員の公募)

第2条 条例第19条第4項第2号に掲げる者のうちから委嘱する委員は、公募するものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長それぞれ1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、会長（会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長）及び委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会に、会長が指定した事項について調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を会長に報告する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会に属する委員のうちからその指名する委員がその職務を代理する。

6 前各項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民生活部男女共同参画課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

春日井市男女共同参画審議会委員

(任期:平成22年6月25日～平成24年6月24日)

役 職	氏 名	所 属 団 体 等
会 長	松 田 照 美	名古屋学院大学講師
副 会 長	沢 登 文 治	南山大学教授
委 員	石 原 美 恵 子	かすがい女性連盟代表理事
委 員	大 田 幸 子	春日井市小中学校PTA連絡協議会副会長 (平成23年5月22日～)
委 員	笠 井 尚	中部大学教授
委 員	加 藤 清 光	連合愛知尾張中地域協議会事務局長
委 員	鬼 頭 真 理 子	公募委員
委 員	鈴 木 良 和	公募委員
委 員	野 田 葉 子	愛知県弁護士会
委 員	松 山 栄 司	春日井市小中学校PTA連絡協議会副会長 (～平成23年5月21日)
委 員	山 尾 美 香	東海学園大学非常勤講師

男女共同参画に関する年表

年	世界	日本	愛知県	春日井市
昭和50 (1975)	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO第60回総会「婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画」を採択 ・メキシコシティにおいて「国際婦人年世界会議(世界女性会議)」を開催し、「世界行動計画」を採択 ・国連総会は、1976年から1985年を「国連婦人の10年」とすること等を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・衆参両議院本会議で「国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位向上をはかる決議」を採択 ・「婦人問題企画推進本部」設置を閣議決定し、「婦人問題企画推進会議」設置を閣議口頭了解 ・「国際婦人年記念日本婦人問題会議」開催 		
昭和51 (1976)	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO事務局に婦人労働問題担当室を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業法(女子教育職員、看護婦、保母等)の施行 ・婦人少年問題審議会「雇用における男女の機会均等と待遇の平等の促進に関する建議」を提出 ・労働省「第1回日本婦人問題会議」開催(以後毎年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部に青少年婦人室を設置 ・「婦人関係行政推進会議」設置 ・「婦人問題懇話会」設置 	
昭和52 (1977)	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO第63回総会で看護職員条約ならびに勧告を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部「国内行動計画」決定 ・労働省「若年定年制・結婚退職制等改善年次計画」策定 ・国立婦人教育会館開館 ・総理府婦人問題担当室「国内行動計画前期重点目標」を発表 		
昭和53 (1978)		<ul style="list-style-type: none"> ・総理府「国内行動計画第1回報告書―婦人の施策と現状―」を公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・県事務所に婦人問題総合窓口設置 	
昭和54 (1979)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年E S C A P 地域会議」をニューデリー(インド)で開催 ・国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・法務省「相続に関する民法改正要綱試案」を公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子福祉会館開館 	
昭和55 (1980)	<ul style="list-style-type: none"> ・OECD「婦人の雇用に関するハイレベル会議」開催 ・「国連婦人の10年中間年世界会議」をコペンハーゲン(デンマーク)で開催 ・国連婦人の10年後半期行動プログラムの採択 ・「女子差別撤廃条約(略称)」の署名式 	<ul style="list-style-type: none"> ・総理府「国内行動計画第2回報告書―婦人の施策と現状―」を発表 ・外務省「婦人差別撤廃条約」への署名を決定 ・総理府「国連婦人の10年中間年全国会議」を開催 		

年	世 界	日 本	愛 知 県	春日井市
昭和56 (1981)	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO総会「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」及び「同勧告」を採択 ・女子差別撤廃条約発効 	<ul style="list-style-type: none"> ・民法及び家事審判法の一部を改正する法律施行 ・婦人問題企画推進本部「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」を決定 ・労働省「パートバンク」の設置を開始 ・法務省は法制審議会に国籍法部会を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人職業サービスルーム開設 	
昭和57 (1982)		<ul style="list-style-type: none"> ・労働省：男女平等問題専門家会議「雇用における男女平等の判断基準の考え方について」報告 ・国民年金法等の一部を改正する法律成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5次愛知県地方計画」に婦人部門を位置づける 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民部に青少年婦人課を設置
昭和58 (1983)		<ul style="list-style-type: none"> ・法制審議会国籍法部会「国籍法改正に関する中間試案」決定 ・婦人少年問題審議会婦人労働部会「男女雇用平等法審議」中間報告 		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人対策懇話会設置 ・「第1回かすがい婦人のつどい」開催 ・「婦人の生活と意識に関する調査」実施
昭和59 (1984)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年E S C A P地域会議」東京で開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・文部省「家庭科に関する検討会議」報告書提出 		<ul style="list-style-type: none"> ・「総合計画」に婦人活動の推進を位置づける
昭和60 (1985)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年世界会議」開催 ・西暦2000年に向けてのナイロビ将来戦略採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍及び戸籍法の一部を改正する法律施行 ・男女雇用機会均等法成立 ・女子差別撤廃条約批准 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年」記念事業実施 	
昭和61 (1986)		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進有識者会議 ・男女雇用機会均等法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人情報・相談・交流コーナー開所 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人行政推進連絡会議設置
昭和62 (1987)		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・「かすがい女性計画」(第1次)策定
平成元 (1989)			<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち女性プラン」策定 	
平成2 (1990)	<ul style="list-style-type: none"> ・ナイロビ将来戦略見直し勧告採択 			<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の生活と意識に関する調査」実施
平成3 (1991)		<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業法成立 ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定 		<ul style="list-style-type: none"> ・青少年女性センター開設 ・「かすがい女性プラン21に向けて」婦人対策懇話会提言

年	世界	日本	愛知県	春日井市
平成4 (1992)		<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業法施行 ・婦人問題担当大臣が設置される 		<ul style="list-style-type: none"> ・「かすがい女性プラン21」(第2次)策定 ・青少年婦人課を青少年女性課に改称 ・婦人対策懇話会を女性対策懇話会に改称 ・婦人行政推進連絡会議を女性行政推進連絡会議に改称
平成5 (1993)	<ul style="list-style-type: none"> ・世界人権会議(ウィーン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校の家庭科の男女必修実施 ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)成立 ・地方交付税において、基準財政需要額に「男女均等推進対策」に要する経費が算出される(5年度都道府県分) ・第4回世界女性会議日本国内委員会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年婦人室を青少年女性室に改称 	
平成6 (1994)	<ul style="list-style-type: none"> ・E S C A P 政府間会議(アジア太平洋経済社会委員会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村に係る普通地方交付税措置に女性問題対策推進費が追加される ・高等学校の家庭科の男女必修、学年進行により実施 ・男女共同参画室設置、男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画推進本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち農山漁村女性プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年女性センター増築にともなう基本構想策定
平成7 (1995)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4回世界女性会議」開催、「北京宣言」及び「行動綱領」の採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)批准 ・育児・介護休業法成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4回世界女性会議」記念事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議記念「尾張地域フォーラム」開催 ・青少年女性センター増築工事実施設計
平成8 (1996)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性総合センター(ウィルあいち)開館 	<ul style="list-style-type: none"> ・「かすがい女性プラン21」(第3次)策定
平成9 (1997)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会設置法施行 ・男女雇用機会均等法の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年女性センター・勤労青少年ホーム開設 ・「女性の生活と意識に関する実態調査」実施
平成10 (1998)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法について」答申 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち男女共同参画推進市町村サミット」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー・サポート・センター開所 ・女性情報紙「はるか」発行

年	世 界	日 本	愛 知 県	春日井市
平成11 (1999)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 ・男女共同参画社会基本法成立・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会づくりシンポジウム」開催（総理府共催） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー・サポート・センター活動開始
平成12 (2000)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク国連本部）、「政治宣言」及び「成果文書」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力に関する基本方針について」 ・同審議会答申「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方ー21世紀の最重要課題ー」 ・「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「21世紀初頭の男女共同参画新プランの基本方向について」男女共同参画懇話会提言 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性対策懇話会を男女共同参画懇話会に改称 ・女性対策推進連絡会議を男女共同参画推進本部会議に組織変更
平成13 (2001)		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に「男女共同参画局」設置 ・内閣府に「男女共同参画会議」設置 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「かすがい男女共同参画プラン」策定に向けて男女共同参画懇話会提言 ・「女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス）公開セミナー」開催（アジア女性基金と共催）
平成14 (2002)			<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県男女共同参画推進条例施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「かすがい男女共同参画プラン」策定
平成15 (2003)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 		<ul style="list-style-type: none"> ・春日井市男女共同参画推進条例施行 ・春日井市男女共同参画審議会設置
平成16 (2004)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正（第1次）及び同法に基づく基本方針策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定 	
平成17 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち子育て・子育て応援プラン」策定 ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定 	

年	世界	日本	愛知県	春日井市
平成18 (2006)	・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（東京）、「東京閣僚共同コミュニケ」採択	・男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 ・男女雇用機会均等法改正 ・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」改定	・男女共同参画に関する市民意識調査実施
平成19 (2007)	・第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（ニューデリー）	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正（第2次） ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		・市民活動推進課男女共同参画室を設置 ・DV相談を開設 ・「かすがい男女共同参画プラン（改定版）」策定に向けて男女共同参画審議会提言
平成20 (2008)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」改定	・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第2次）」策定 ・男女共同参画意識に関する調査実施	・かすがい男女共同参画プラン（改定版）策定 ・春日井市DV対策連絡会議を設置
平成21 (2009)	・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約実施状況第6回報告審査開催 ・第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（ソウル）	・「男女共同参画シンボルマーク」決定		・春日井市DV対策基本計画策定 ・市民生活部男女共同参画課を設置
平成22 (2010)	・第54回国連婦人の地位委員会（国連「北京＋15」記念会合）開催（ニューヨーク） ・新たな機関UN Womenを設置採択	・「第3次男女共同参画基本計画」策定	・愛知県男女共同参画審議会から「新あいち男女共同参画プラン（仮称）の基本方向について」答申	・春日井市DV対策関係機関連絡会議を設置 ・男女共同参画に関する市民意識調査実施
平成23 (2011)	・第55回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク） ・新たな機関 UN Women 発足 ・第4回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（シェリムアップ（カンボジア））		・「あいち男女共同参画プラン2011～2015」策定	・「（新）かすがい男女共同参画プラン」策定に向けて男女共同参画審議会答申